

**浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）
運営事業**

優先交渉権者選定基準

平成28年5月31日

浜松市上下水道部

第1 総則

1 優先交渉権者選定の考え方

事業者選定に当たっては、下記の基本運営方針に沿った事業運営が、より適切に実施されると見込まれる事業者を選定することとする。

○基本運営方針

- (1) 公共用水域の水質保全と循環型社会の構築に資するため、関係法令及び所与の要求水準を満足し、汚水と汚泥を適正に処理すること。
- (2) 低炭素型の下水処理を実現するため、長期的に有効な省エネルギー技術又は発生汚泥の有効利用技術等を導入し、かつライフサイクルコストの縮減を図ること。
- (3) 浜松市（以下「市」という。）と民間事業者の技術力を協働で発揮し、施設や整備の長寿命化や計画的な更新により、下水道機能の的確な保全と継続的な維持管理費及び改築費の縮減に取り組むこと。
- (4) 簡素で能率的な業務執行体制を整え、透明で経済効率性の高い事業経営に取り組むこと。
- (5) 事業運営に対する市民の信頼性を高めるため、地域の資源や人材の活用など浄化センター、ポンプ場の立地地域における経済活動や環境と調和した地域に貢献する事業運営に努めること。

2 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定方法

「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業」（以下「本事業」という。）の実施においては、維持管理や改築のほか経営管理を含めた運営全般に関する専門的な知識やノウハウが求められることから、優先交渉権者及び次点交渉権者の選定に当たっては、維持管理や改築、経営管理などに関する提案内容、事業方針の妥当性・確実性、運営権対価等の各面から評価を行う、公募型プロポーザル方式を採用する。

この「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業優先交渉権者選定基準」（以下「本書」という。）は、市が、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者、次点交渉権者を選定するための基準を示すものである。

3 審査の進め方

審査は、以下の手順で実施する。

- (1)
 - ・参加資格審査：参加資格の有無を確認する。
 - ・提案概要書の提出：義務事業・附帯事業・任意事業についての概要を提出
(※提案概要書は評価対象外)
 - ・附帯事業及び任意事業に関する予備的審査：提案概要書のうち附帯事業及び任意事業について、市の政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断する。
(※予備的審査は提案概要書によって行うため、評価対象外)
- (2) 競争的対話：参加資格があるとされた者に対し、募集要項等についての理解を深め、提案内容が要求水準未達となることを防ぐことを目的に行う。
- (3) 提案審査：応募者からの提案内容を審査する。審査は「基礎審査」と「総合審査」から構成される。

基礎審査：提案価格及び提案内容が市の基準を満たしているか否かを確認する。

総合審査：提案内容を様々な視点から総合的に評価する。

参加資格審査、予備的審査、競争的対話及び提案審査のうち基礎審査は市が行うものとし、提案審査のうち総合審査は、「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業 PFI 専門委員会」（以下「PFI 専門委員会」という。）が実施する。

PFI 専門委員会は、学識経験を有する者等で構成され、PFI 専門委員会において決定した選定基準に基づいて提案内容の審査を行い、最優秀提案者を優先交渉権者として、次点提案者を次点交渉権者として選定する。市は、PFI 専門委員会による審査結果を踏まえ、最終的に優先交渉権者及び次点交渉権者として決定する。

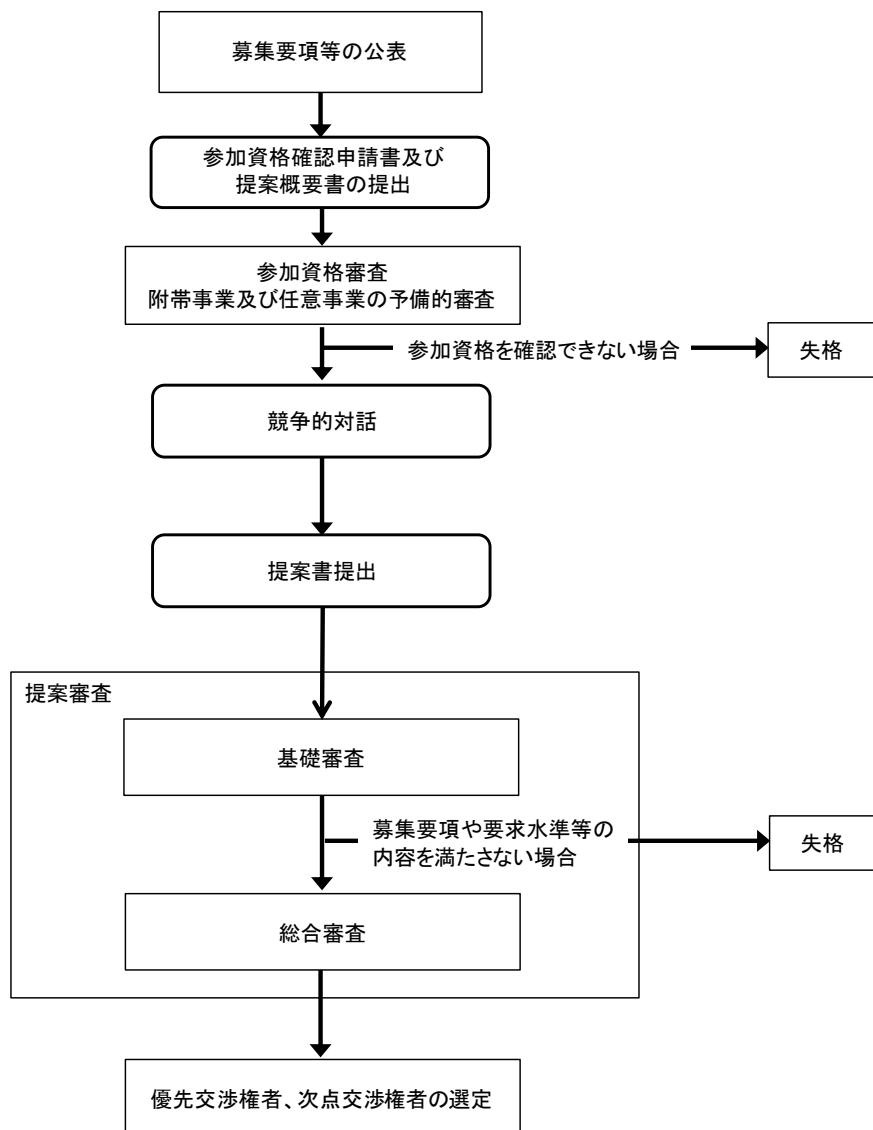


図 1 審査の進め方

4 審査結果の公表

審査の結果については、各応募者へ個別に通知するほか、結果の概要については市のホームページにおいて公表する。

第2 参加資格審査

参加資格審査では、応募者から提出される資格審査に関する提出書類を基に、応募者が参加資格を満たしているか否かを確認する。参加資格審査は市が実施し、参加資格が確認できない場合は失格とする。参加資格審査における確認内容は表1のとおりとする。

表1 資格審査における確認内容

確認事項	確認内容	提出書類
応募者の構成	「募集要項第3-3-(1) 応募者の構成」の各項目	【様式6】参加表明書 【様式7】応募者の名称等 【様式11】資格審査の附属資料提出確認書
応募企業、コンソーシアム構成員に共通の資格要件	「募集要項第3-3-(2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の資格要件」の各項目	
応募者に求められる実績要件等	「募集要項第3-3-(3) 応募者に求められる実績要件等」の各項目	【様式9】参加資格要件確認申請書

第3 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査

附帯事業及び任意事業に関する予備的審査では、参加資格審査を通過した応募者が提出した提案概要書に記載されている附帯事業や任意事業について、市の政策方針や既存計画との整合性の観点から、可否を確認する。予備的審査は市が実施し、確認内容は表2のとおりとする。

表2 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査における確認内容

確認事項	確認内容	提出書類
附帯事業・任意事業の提案概要	附帯事業・任意事業の内容が市の政策方針や既存計画との整合性がとれていること	【様式12】提案概要書

第4 競争的対話

市は、参加資格審査終了後、参加資格があるとされた者に対し、公募内容について市と応募者との齟齬を生じさせないようにすることと提案における要求水準未達成を防ぐことの目的で、競争的対話をを行う。

第5 提案審査

1 基礎審査

基礎審査では、提案書類について、応募者からの提案内容が募集要項等に示す条件を満たしているか否かを確認する。基礎審査は市が実施し、下表の確認内容を満足できていない応募者は失格とする。

表3 提案書類の確認内容

確認項目	確認内容	対象様式
一般事項	①要求した提出書類が全て揃っていること。 ②指定した様式に必要事項が記載されていること。 ③提案書全体を通じ、提案内容に矛盾や齟齬がないこと。 ④本事業の実施に係る提案内容が、市が要求する水準及び性能に適合していること。	【様式 15】提案審査書類提出書～ 【様式 19】提案書類様式集
特別目的会社の構成	⑤代表企業の出資比率が出資者中最大であること。 ⑥構成企業の議決権比率の合計が100%であること。	【様式 19】提案書類様式集
事業計画の妥当性	⑦資金の調達先、調達額、調達条件（金利等）が明確であること。 ⑧算出根拠が明示されていること。	I - 3 収支計画等の妥当性
任意事業（提案がある場合）	⑨運営権設定対象施設の機能を阻害するような提案となっていないこと。	【様式 19】提案書類様式集 I - 1 全体事業計画

※ 評価対象の様式には、添付資料も含むものとする。

2 総合審査

総合審査は、運営権対価及び運営権対価以外について、別表1「評価項目と評価の視点及び配点」にて行う。

(1) 運営権対価以外の評価

PFI専門委員会は、提案内容について、本書に基づく提案書類の評価に加え、プレゼンテーション等による確認を踏まえて評価する。評価は評価項目ごとに評価の視点に挙げた事項を考慮し、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて表4に基づき得点を与える。

なお、得点化の際は、小数点第3位以下は四捨五入し、小数点第2位までを求める。

表4 内容評価の採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	提案内容が優れており、かつその効果が期待できる	配点×1.00
B	提案内容の効果が期待できる	配点×0.75
C	提案内容の効果がある程度期待できる	配点×0.50
D	提案内容の効果が具体的である	配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	配点×0

(2) 運営権対価の評価

運営権対価は、市基準額（非公開）に対する提案額の割合に40点の配点を乗じて得点化する。得点化の際は、小数点第3位以下は四捨五入し、小数点第2位までを求める。

また、最高提案金額が市基準額を上回った場合は、当該最高提案金額を市基準額に置き換え、当該最高提案金額に対する各応募者の提示する提案額の割合を40点に乗じて得点化する。以下、端数処理については前記と同じとする。

別表1 評価項目と評価の視点及び配点（200点満点）

評価項目	評価の視点	配点	
I 施設運営方針に関する項目		60	
1 全体事業計画		15	
本事業に対する方針、特徴、コンセプト等について、基本運営方針の5項目（ア～オ）への提案内容を含めて記載		<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本運営方針の5項目に対する理解度が十分であり、運営権者に期待されている役割や責務を認識していると認められるか。 ・ 本事業をより適切に実施するための民間ならでは創意工夫や独創性などが具体的に示されており、効果的と認められるか。 	
2 業務体制等		15	
① 業務体制についての考え方（方針）と、具体的な体制（コンソーシアムの場合は各構成員（協力企業及び委託先を含む）の役割分担及び体制） ② 応募企業又はコンソーシアム各構成員（協力企業及び委託先を含む）の実績	<ul style="list-style-type: none"> ① 業務全体の統括及び経営・改築・維持管理の各業務の体制、コンソーシアムについては各構成員の役割分担・責任分担（リスク分担）が具体的に示されており、効率的かつ機能的な体制で、実行性があると認められるか。 ・ 適切な業務実施と経営の透明性が確保される具体的な工夫が認められるか。 ② 参加資格要件に係る規模実績が西遠浄化センターと同等以上であり、十分な実績があると認められるか。 		
3 収支計画等の妥当性		20	
① 収支計画の妥当性 ② 資金調達の基本方針や考え方	<ul style="list-style-type: none"> ① 収支計画は、事業期間を通じて妥当かつ信頼できるものであり、高い安定性や継続性が認められるか。 ② ② 本事業の特性に鑑み、各構成員からの出資が具体的かつ十分であり、財政的基盤に裏付けされた高い安定性や継続性を保つための資金調達方針であると認められるか。 ・ 資金ショートについてのリスク対応策に実効性が認められるか。 		
4 地域貢献（地域の活性化）		10	
① 地元企業等との連携や協力、地域住民雇用などについて ② 地域との連携や協働、地域活性化への取り組みについて	<ul style="list-style-type: none"> ① 地元企業の本事業への参画や、地域住民雇用などが考慮されているか。 ② 多くの市民が参加し、地域活性化につながる提案となっているか。 		
II 事業提案（計画）に関する項目		100	
1 LCC縮減に関する妥当性		20	
① 全体改築計画（案）の記載内容 ② 更新対象機器に関する記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 限られた事業費において、改築を行う時期の考え方や、個々の改築工事費を抑制する工夫が的確で妥当な改築計画と認められるか。 ② 更新により、ユーティリティ費が削減される根拠が具体的に示され、ユーティリティ費削減額が妥当と認められ、かつ削減効果が高い。 		

評価項目	評価の視点	配点
2 改築に関する項目		30
(1)実水量に応じたポンプ設備の改築技術		5
① ポンプ能力の再配置とその考え方 ② 設計時に検討すべき点、改築を実施するにあたり留意する点	① ポンプの能力配置の具体案が示され、最適化が図られ効率的な運転が可能と認められるか。 ② 検討すべき点が具体的で、経済性や導入のリスク、導入後の運転方法等に関する記載があり妥当で、実行性のある設計と認められるか。	
(2)環境負荷低減に繋がる汚泥処理設備の改築技術		20
① 時期汚泥焼却設備またはそれに代わる設備 ② 不測の事態における対処方法、休止中の運用方法及び運用実績	① 安定的で持続可能なシステムと認められる提案となっているか。 ② 焚却炉もしくは、それに代わる施設は、二酸化炭素排出量の抑制に繋がっているか。	
(3)施設管理業務の効率化に関する中央監視設備の改築技術		5
① 中央監視設備の方式案と検討すべき項目 ② 導入するにあたり留意する点	① 新技術の導入や統廃合などによる、効率化が図られる提案と認められるか。 ② 経済性や導入のリスク、導入後の監視方法等に関する記載があり、実行性が認められるか。	
3 維持管理に関する項目		30
(1)負荷変動に対応する強靭な下水処理		15
① 現有的水処理工程（最初沈殿池・反応タンク・最終沈殿池）において、安定的かつ効率的な水質管理を行うための取り組み ② 集中豪雨により流入水量が急激に増える場合の、浄化センター及び浜名中継ポンプ場での対応	① 想定される水質変動とそれに対する取り組みが具体的であり、水処理工程として工夫があり妥当と認められるか。 ② 降雨時等における流入水量の急激な変動に対して、浄化センター及び中継ポンプ場におけるそれぞれの対応方策が具体的で効果が高いと認められるか。	
(2)持続性のある汚泥処理		10
① 現有的汚泥処理設備（濃縮・脱水・焼却）において、より効率的な運転を行うための取り組み ② 焚却設備が故障し、停止した場合について、短期停止・長期停止時それぞれの対応	① 現有的汚泥処理それぞれの設備の効率的な運転方法が具体的で効果が認められるか。また汚泥処理工程としての妥当性が認められるか。 ② 焚却設備が故障し、停止した場合の対応について具体的で効果が高いと認められるか。	
(3)設備保全及び環境保全のための効果的な対策		5
① 浄化センター及び中継ポンプ場の適切な予防保全計画（点検・修繕）の策定・実施につなげるため、日々の保守・点検データの効果的な蓄積・解析方法についての提案 ② 浄化センター及び中継ポンプ場の立地周辺環境を保全するための環境負荷低減対策についての提案	① 日々の保守・点検データの蓄積・解析方法が妥当であるか ② 立地周辺環境を保全するための環境負荷低減の効果が高いと認められるか	

評価項目	評価の視点	配点
4 リスク対応、モニタリング		20
(1) リスクへの対応		10
① 事前対策としての体制の整備 ② 震度5弱以上の地震発生時の対応手順	① いつ地震が発生しても参集できる体制が具体的に記載されており妥当性が認められるか。 ② 地震発生後に施設を確認するための初動対応と優先順位が示され、その作業を終えるまでの目標時間の設定が具体的で効果が高いと認められるか。	
(2) 適正な管理		10
セルフモニタリングの概要	セルフモニタリングの実施体制・役割分担、内容・基準・根拠・頻度、結果の活用方法、情報公開の方針が、要求水準（提案内容が要求水準を上回っている場合は当該提案内容）を確保するために、的確で妥当であるか。	
III 運営権対価に関する項目		40
配点 × (提案金額 ÷ 市基準額)		40
合計点		200